

「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指して



## 令和5年度 おもな支援制度・募集などのお知らせ

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先でご確認ください。

### **新** 新生児聴覚検査の公費負担



新生児の聴覚障がいを早期に発見し、聴覚障がいによる音声言語発達などへの影響を最小限に抑えるため、令和5年4月1日以降に生まれたお子さんについて、その検査に要する費用を公費で負担します。

#### 検査時期

概ね生後3日以内（医師がこの時に検査できないと認めた場合を除く）

#### 受検方法

妊娠届出時に「新生児聴覚検査受検票」を発行します。なお、出産予定日は4月1日以降であるけれど、すでに妊娠届出がお済みの方には、3月末にご自宅へ受検票を郵送します。

#### 受検場所

##### ◆県内の医療機関等で受ける場合◆

県内の実施医療機関等で受けることができます。

検査を受ける際には、「新生児聴覚検査受検票」に乳児氏名、生年月日、保護者氏名および住所などを記入し、母子健康手帳と一緒に検査を受ける医療機関等に提出してください。

##### ◆県外の医療機関等で受ける場合◆

①実施医療機関等で検査し、一旦検査料などを全額お支払いください。

②後日、保健センターで助成金交付申請手続きを行ってください。

（助成金交付申請書は、保健センター窓口にあります）

③内容確認後、助成金を指定の口座にお振込みします。

※妊娠届出時に発行した「新生児聴覚検査受検票」は使用できません。

※なお、助成金額は、（一社）長野県医師会または（一社）長野県助産師会への委託契約において定める検査料額が上限となります。



◎申請・問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線512） 直通75-6230

# 令和5年度坂城町奨学生募集



町では、大学・高校に在学または、職業訓練機関などに入所している方で、次の要件を備えている場合に、奨学金を支給します。

## 支給要件

- (1) 受給者または親権者が坂城町に引き続き1年以上居住していること
- (2) 能力があり、品行方正であること
- (3) 経済的理由により、修学が困難であると認められること
- (4) (独)日本学生支援機構ほか、これに類する団体から別に学資の給与を受けていないこと

## 給与額

月額5,000円(年2回に分けて支給)

## 出願期限

4月17日(月)

※出願書類は教育文化課にありますのでお問い合わせください。また、期限を過ぎても状況によっては受付できる場合がありますので、ご相談ください。

◎出願・問い合わせ先 教育文化課学校教育係 ☎82-3111(内線253) 直通75-6209

# 人間ドック補助金



町の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険に加入されている方を対象に、人間ドック受診料の補助を行います。

受診する医療機関によって申請方法が異なりますので、どちらに該当するか確認のうえ、福祉健康課へ申請してください。

なお、国民健康保険加入者以外の方は、各加入保険者へご確認ください。



補助金額 ○日帰りドック：13,000円 ○1泊2日ドック：15,000円

## 申請方法

### ①40歳以上の方で指定医療機関(右記)で受診する場合

→受診日決定後、ドック受診前に補助券の交付申請をしてください。その場で補助券を発行します。

【持ち物】受診日がわかるもの(病院からの案内等)、保険証(補助券の交付申請をしなかった、または受診当日に補助券を持参しなかった場合は、②の方法で申請をお願いします。)

### ②指定医療機関以外で受診する場合、

または40歳未満の国民健康保険加入者

→ドック受診後(医療機関から健診結果到着後)に補助金の交付申請手続きを行ってください。(申請書は福祉健康課窓口または町ホームページからもダウンロードできます)後日、指定口座にお振込みします。

【持ち物】保険証、印鑑、領収証(原本)、健診結果の写し、振込先の口座番号がわかるもの

- JA 厚生連  
(松代総合病院、篠ノ井総合病院、佐久総合病院)
- 千曲中央病院※
- 上田生協診療所

※千曲中央病院も継続となりました

詳細はこちら  
(町HP)



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205  
◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線512) 直通75-6230

# 移住定住促進補助金



町にマイホームを  
新築(購入)される方に  
10万円を補助します

坂城町への移住・定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、自らが移住・定住する目的で、**町内にマイホームを新築**、または**新築住宅を購入**される方を応援します。

## 対象住宅

- 新築住宅
- 築後1年以内の建売住宅(中古住宅を除く)

## 対象者

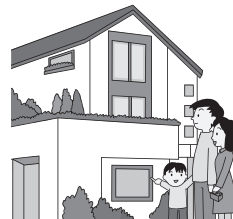
- ・町内に住所を有する方、または取得した新築住宅に住所登録できる方
  - ・取得する新築住宅の名義人となる方
- ※いずれの場合も、町税または前住所地の市町村税の滞納がない方

## 補助金額

対象住宅1件につき10万円(申請1回まで)

※必ず、**新築住宅は着工前**、**建売住宅は建物の引渡し(登記)前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



詳細はこちら  
(町HP)



# 住宅用スマートエネルギー設備導入補助金



再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備を導入される方を支援します。

## 補助金額

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| 「住宅用太陽光発電システム」         | 上限7万5,000円 |
| 「家庭用リチウムイオン蓄電池システム」    | 上限20万円     |
| 「家庭用燃料電池システム」          | 上限7万5,000円 |
| 「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)」 | 上限5万円      |

※対象システムの**着工前**に申請が必要です。

詳細はこちら  
(町HP)



## この補助金を活用した町内設備の発電・蓄電容量累計 (平成22年～令和5年2月末)

総発電容量 2,476.7kW ▶▶▶ CO2削減効果でいうと年間約860tが削減できる  
※1kWあたり900kWh/年の発電を想定 ※1kWhあたり387.5g-CO2

総蓄電容量 743.1kWh ▶▶▶ たまった電気をすべて使うと約165リットルの石油が削減できる  
※1kWhあたり0.222リットル 計算は太陽光発電協会表示ガイドライン(2022年度)による

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211

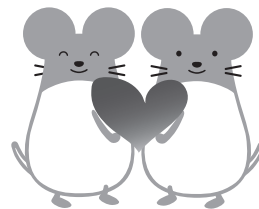
申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先で確認ください。

新婚世帯に  
最大60万円  
支援します

## 結婚新生活支援事業



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。



### 対象世帯

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻した世帯
  - ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯の所得額が500万円未満の世帯
  - ・対象となる住居が町内にあり、かつ申請時に夫婦の住所がその住居になっていること
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。福祉健康課にお問い合わせください。

### 補助対象

婚姻に伴い、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用など

### 限度額

婚姻日に夫婦ともに29歳以下の世帯 ▶ 60万円  
それ以外の世帯 ▶ 30万円

詳細はこちら  
(町HP)



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111 (内線 135) 直通 75-6205

## 勤労者への生活資金の融資制度



町内にお住いの勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、町と長野県労働金庫（ろうきん）が協調して行っている生活資金の融資制度です。

### 融資対象資金

教育、医療、冠婚葬祭、災害復旧、生活に要する資金（カーローンなど）  
（旅行、投資や投機、転貸のためは対象外、また事業資金の融資はできません）

### 融資限度額

150万円

### 返済期間

10年以内

### 融資利率

ろうきん固有の融資商品の適用金利から0.02%引き下げた利率

### 融資対象者

- ・18歳以上の勤労者（ろうきん会員の労働組合または長野県暮らしサポートセンターの加入者）であること。
- ・町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ現在の事業所に1年以上勤務していること。
- ・町税の滞納がないこと。
- ・資金の償還が確実にできること。（ろうきんによる融資の審査があります。）

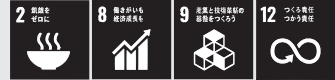
申込みは  
お近くのろうきん  
窓口から！



◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111 (内線 153) 直通 75-6207



# さかきブランド事業補助金



地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」(以下、「ブランド商品」)として、町を広くPRできる商品の開発、またはその販売に取り組む個人や団体などを支援します。

## 募集期間

4月3日(月)～5月8日(月)

## 対象者

ブランド商品の開発またはその販売に取り組む個人、団体・事業者

## 対象事業

- (1)ブランド商品の開発、商品化のための生産設備を整備拡充するための事業
- (2)ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- (3)ブランド商品の販売を促進するための事業

## 補助率

補助対象経費の2分の1以内

( (1)(2)は上限20万円、(3)は上限5万円 )

※補助を受けるには、**事業着手前**に申請が必要です。



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207

# 坂城町クラウドファンディング活用支援補助金



町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者および中小企業者を支援します。

## 対象者

クラウドファンディングを活用して事業を実施する方(事業所)で、町内に住所(法人の場合は事業所)を有し、坂城町商工会の推薦を受けた方(事業所)

詳細はこちら  
(町HP)



## 対象経費

クラウドファンディング仲介事業者に支払う組成手数料、掲載手数料、決済手数料、その他手数料  
ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く

## 補助率

対象経費の2分の1以内(上限50万円)

※同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を原則とする。

※補助を受けるには、**事業着手前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先でご確認ください。

## コトづくりイノベーション補助金



これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた「コトづくり」への転換を推進するため、町内に集積するさまざまな技術や知識を活かした新製品開発などを支援します。

### 募集期間

4月3日(月)～5月15日(月)

### 対象者

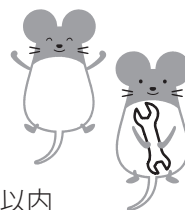
- (1)町内事業者
  - ・町内に主たる事業所を有する事業者
- (2)企業グループ
  - ・町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
  - ・町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

### 対象事業

- ・町内ニーズに対応した新製品開発などに取り組む事業
- ・町内資源を活用した新製品開発などに取り組む事業

### 補助率

補助対象経費の2分の1以内(上限100万円)  
 ※中小企業基本法第2条第1項各号の規定に該当する場合、補助対象経費の3分の2以内



◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線154) 直通75-6207

## 坂城町商業店舗リフォーム(利活用)補助金



商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工事の費用の一部を補助します。

### 対象者

- ・町内で新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主
- ・既に町内で商業を営む法人または個人事業主

※補助を受けるには、**工事着工前に申請が必要**です。

### 対象経費

- ・空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するためのリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費
- ・既に町内で創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

### 補助率

補助対象経費の3分の2以内(上限50万円)

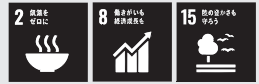
### 交付要件

- ・施工業者は町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主であること
- ・同一店舗に対する補助金の交付は1回限り



◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

## 荒廃農地等再生利用補助金



荒廃農地を解消し、農地を有効に活用していただくため、管理が行き届いていない農地や立ち木などが生えてすぐに利用できない農地を再生するためにかかる経費を補助します。

身の回りの荒廃農地を活用して、農業を始めたい方や規模拡大をしたい農家の方など幅広くご利用いただけます。

### 対象農地

荒廃農地及び低利用農地(5アール以上の農地)

### 補助率

- ①再生作業：荒廃農地を再生するための経費(除草、伐採、抜根、整地など)の2分の1、または10アールあたり10万円のいずれか低い額を補助
- ②土壌改良：上記①により再生された農地に対する肥料などの経費の2分の1、または10アールあたり5万円のいずれか低い額を補助

※補助を受けるには、**事業着手前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207

詳細はこちら  
(町HP)



## 農業用ビニールハウス資材購入補助金



野菜や花きなどの生産を支援するため、新規に設置する農業用ビニールハウスの資材費に対して補助します。

### 対象経費

5万円以上の新設・増設する農業用ビニールハウス資材費

### 補助率

農業用ビニールハウス資材費の3分の1(上限20万円)

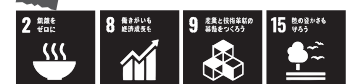
※補助を受けるには、**事業着手前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207

詳細はこちら  
(町HP)



## アグリサポーターを募集します!



空いている時間を活用して、りんごやぶどうなどの果樹栽培のお手伝いをしてみませんか。半日だけなど、短時間でもかまいません。初心者の方には作業内容の講習会も実施します。

**時給** 930円(予定) **時間** 午前8時~午後5時(時間応相談)

**内容** りんご・ぶどう、その他の作業

◆事業説明会を下記のとおり開催しますので、利用を検討されている農家の方やサポーターに興味のある方はご参加ください。

**日時** 4月26日(水)午前10時から **場所** 文化センター大会議室

◎申込・問い合わせ先 坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局(商工農林課内)

☎82-3111(内線152) 直通75-6207

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先でご確認ください。

## 創業支援施設「B.I プラザさかき」入居者募集



坂城駅前にある創業支援施設「B.I プラザさかき」では、ものづくりの拠点として、産業の高度化・情報化および新産業の創出を支援しています。新規創業や新分野へ進出しようとしている方や企業の皆さんへ施設の提供を行っており、随時入居者の募集をしています。

利用を希望される方は、下記までお問い合わせください。

### 貸部屋

床面積 40.3㎡～ 共益費 3万3,000円/月～

※各部屋で使用する電気・電話・インターネット使用料等は実費負担

### 入居資格

- 製造業・ソフトウェア業等を新規に創業しようとする方
- 新規創業後、間もない企業または個人で、研究開発と新製品開発に意欲のある方
- 既存企業で、新分野へ進出するための研究開発や新製品開発に意欲のある方

◎申込・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線154) 直通75-6207



## けやき横丁 テナント入居者募集



商業インキュベータ施設「けやき横丁」は、新規商業者の支援・育成施設です。テナントに入居し、新たに商業での創業をされる方を募集しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 貸部屋

床面積 21.7㎡ 共益費 4万円/月 (光熱水費別)

### 入居資格

- 商業を新規に創業しようとする方
- 創業して間もなく、商業運営に支援が必要な方

◎申込・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207



## 坂城町公民館文化講座受講生募集



公民館講座の受講生を募集します。全講座初心者を対象としています。また、複数の講座を受講することもできますので、気軽にお申込みください。

詳しい内容は、広報さかき4月号と一緒にお配りした「まなびの玉手箱2023」をご覧ください。

### 受付開始

4月4日(火) 午前8時30分

### 受講料

3,000円(1講座) ※教材費等は実費負担

### 開講式

4月14日(金) 午後7時 文化センター大会議室

※受講料を添えて、文化センター(坂城町公民館)にお申込みください。

◎申込・問い合わせ先 文化センター(坂城町公民館) ☎82-2069

